別紙様式第25号の２　（平14内府総省文科令４・追加、平16内府総省文科令１・平18内府総省文科令２・平19内府総省文科令１・平20内府総省文科令２・平20内府総省文科令４・平24内府総省文科令１・平26内府総省文科令３・平29内府総省文科令２・平30内府総省文科令３・令元内府総省文科令１・令元内府総省文科令６・一部改正）

（表）

○○共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証 令和　　年　　月　　日　交付				
記号		番号	（枝番）	
組合員	氏名			男 女
	生年月日	年　　月　　日		
適用・減額対象者	氏名			男 女
	生年月日	年　　月　　日		
	住所			
発行年月日		令和　　年　　月　　日		
有効期限		令和　　年　　月　　日		
適用区分				
長期入院該当		令和　　年　　月　　日	組合印	
発行機関	所在地			
	保険者番号 名称及び印			

（裏）

注　意　事　項

1　この証は、各面をよく読んで大切に持つていてください。
2　この証によつて療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
(1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。
(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
3　保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を組合員証等及び高齢受給者証に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
4　組合員の資格がなくなつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
5　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
6　不正にこの証を使用した者は、刑法によつて詐欺罪として懲役の処分を受けます。
7　表面の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なくこの証を組合に提出して訂正を受けてください。